



1 住所及び氏名

フリガナ	F03											フリガナ	E01											
氏 名	F04											氏 名	E02											
住 所	郵便 番号	F05	—			電話 番号	F07	—			—		フリガナ	E03										
	F06											氏 名	E04											

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

		家屋に関する事項				土地等に関する事項				
		年 月 日				年 月 日				
居 住 開 始 年 月 日	㉞	N01	令和			N03	令和			
契 約 日		年 月 日								
契 約 区 分	G01	㉟	N02	令和						
補 助 金 等 控 除 前 の 取 得 対 価 の 額	㊲	G02				㊳	G05			
交 付 を 受 け る 補 助 金 等 の 額	㊴	G03				㊵	G06			
取 得 対 価 の 額 (㊲-㊴)(㊳-㊵)	㊶	G04				㊷	G07			
総 (床) 面 積	㊸	C01				㊹	C03			
※小数点以下第2位まで書きます。										
うち居住用部分の (床) 面積	㊺	C02				㊻	C04			
不 動 産 番 号		家屋	E05							

3 増改築等をした部分に係る事項

		年 月 日			
居 住 開 始 年 月 日	㉚	N04	令和		
契 約 日	㉛	N05	令和		
補 助 金 等 控 除 前 の 増 改 築 等 の 費 用 の 額	㉜	G08			
交 付 を 受 け る 補 助 金 等 の 額	㉝	G09			
増 改 築 等 の 費 用 の 額 (㉜-㉝)	㉞	G10			
㉚のうち居住用部分の金額	㉟	G11			
増 改 築 等 を し た 家 屋 の 総 床 面 積	㊿	C05			
土 地	E06				

4 家屋や土地等の取得対価の額

		㊿ 家 屋		㊿ 土 地 等		㊿ 合 計		㊿ 増 改 築 等			
あ な た の 共 有 持 分	㊿	G12		(分子)	G17		(分子)		G25		(分子)
		G13		(分母)	G18		(分母)		G26		(分母)
(㊿、㊿、㊿) × ㊿		㊿ (㊿×㊿の㊿)		㊿ (㊿×㊿の㊿)		(㊿の㊿+㊿の㊿) 又は (㊿の㊿+㊿の㊿)		㊿ (㊿×㊿の㊿)			
※共有でない場合は、㊿、㊿、㊿を書いてください。		㊿	G14		G19		G22		G27		円
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額等		㊿	G15		G20		G23		G28		円
あなたの持分に係る取得対価の額等 (㊿ - ㊿)		㊿	G16		G21		G24		G29		円

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5%	G30		8%	G31		10%	G32		税率が10%の場合に㊿、㊿に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額 (契約書等に記載された消費税額)	G33		円
--------	-----	--	----	-----	--	-----	-----	--	---	-----	--	---

6 新型コロナウイルスの影響による入居遅延

あ り	G34	
-----	-----	--

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

		㊿ 住 宅 の み		㊿ 土 地 等 の み		㊿ 住宅及び土地等		㊿ 増 改 築 等		
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	㊿	G35		G39		G43		G47		円
連帯債務に係るあなたの負担割合 ((付表) の㊿の割合)	㊿	C06	.	C08	.	C10	.	C12	.	%
※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。										
住宅借入金等の年末残高 ((付表) の㊿の金額)	㊿	G36		G40		G44		G48		円
※連帯債務がない場合には、㊿の金額を書きます。										
㊿と㊿のいずれか少ない方の金額	㊿	G37		G41		G45		G49		円
居 住 用 割 合	㊿	㊿÷㊿	C07	.	㊿÷㊿	C09	.	C11	.	%
※90%以上である場合には、100.0%と書きます。										
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (㊿ × ㊿)	㊿	G38		G42		G46		G50		円
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㊿の㊿+㊿の㊿+㊿の㊿+㊿の㊿)								㊿	G51	円
※ ㊿の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額㊿」欄に転記します。										

8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

次の㊿欄から㊿欄に補助金等控除後の金額を書いてください。これらの金額が50万円を超えるときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。詳しくは、控用の裏面を参照してください。	㊿	高 齢 者 等 居 住 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	㊿	断熱改修工事等の費用の額	㊿	特 定 断 熱 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	㊿	特 定 多 世 帯 同 居 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額
	G52		G53		G54		G55	
㊿ 特 定 耐 久 性 向 上 改 修 工 事 等 の 費 用 の 額	㊿	特定の増改築等工事の費用の合計額 (㊿+㊿+㊿+㊿)		㊿	あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (㊿又は㊿×㊿の㊿)		特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高 (㊿と㊿のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等 (特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。) が特定取得 (※二面参照) に該当しない場合は、最高200万円。)	
G56		G57		G58		㊿	G59	

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。	番号	G60		㊿	G61		0 0	円
---------------------	------------------------	----	-----	--	---	-----	--	-----	---

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%・10% 同一年中 取得	G62		㊿又は㊿の金額 (10%に係る部分のみ)	㊿	G63		円			
	家 屋 : 1 増改築等 : 2	G64		㊿の㊿又は㊿の㊿の金額 (10%に係る部分のみ)	㊿	G65					
重複適用を受ける場合は、右の欄に「1」を記載し、二面の㊿の金額を転記してください。								㊿	G66		円
								㊿	G68		
								0 0			円

10 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の欄に「1」を記載してください。	G69	
--	-----	--



令和05年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

氏名

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。						⑪	円					
番号	居住の用に供した日等			算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等			算式等	(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	
1	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合(4から12のいずれかを選択する場合を除きます。)	令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合(※1)	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	⑪×0.01=	⑳(最高40万円)円	8	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成31年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……㉑() ⑲の金額()×0.02 + (㉑-⑲)×0.01=	⑳(最高12万5千円)円	00	
新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき			⑪×0.007=	⑳(最高21万円)円								
中古住宅又は増改築に該当するとき			⑪×0.007=	⑳(最高14万円)円								
平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪×0.01=	⑳(最高40万円)円								
2			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪×0.01=	⑳(最高20万円)円				⑲の金額()×0.02 + (㉑-⑲)×0.01=	⑳(最高12万円)円	00	
3												
4	認定住宅等の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	認定住宅等が認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅に該当するとき	令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合(※1)	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	⑪×0.01=	⑳(最高50万円)円	9	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合	平成31年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき ⑪の金額(最高1,000万円) ……㉑() ⑲の金額()×0.02 + (㉑-⑲)×0.01=	⑳(最高12万5千円)円	00
新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき			⑪×0.007=	⑳(最高35万円)円								
中古住宅に該当するとき			⑪×0.007=	⑳(最高21万円)円								
平成26年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑪×0.01=	⑳(最高50万円)円								
5			住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑪×0.01=	⑳(最高30万円)円				⑲の金額()×0.02 + (㉑-⑲)×0.01=	⑳(最高12万5千円)円	00	
6	認定住宅等がZEH水準省エネ住宅に該当するとき(※5)	令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007=	⑳(最高31万5千円)円	11	震災特別法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択した場合	令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合(※1)	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	⑪×0.012=	⑳(最高60万円)円	
中古住宅に該当するとき			⑪×0.007=	⑳(最高21万円)円	新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき				⑪×0.009=	⑳(最高45万円)円		
				⑲(最高27万円)円	00							
7	認定住宅等が省エネ基準適合住宅に該当するとき(※5)	令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅に該当するとき	⑪×0.007=	⑳(最高28万円)円	12		平成26年4月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	⑪×0.012=	⑳(最高60万円)円		
中古住宅に該当するとき			⑪×0.007=	⑳(最高21万円)円	⑪×0.012=				⑳(最高36万円)円			

(再び居住の用に供したことに係る事項)

転居年月日	年 月 日	再居住開始年月日	年 月 日
居住の用に供していない期間の家屋の用途	☐ 賃貸の用 年 月 日～ 年 月 日 ☐ 空家 ☐ その他 ()		
その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用	☐ 【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける	☐ 【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける	

- ※1 「令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に居住の用に供した場合」欄の「住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき」欄は、令和4年中に居住の用に供した方のみが対象となります。
- ※2 ㉑欄の金額を一面の㉑欄に転記します。
- ※3 ㉑欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。
- ※4 (特例)特別特例取得及び(特別)特定取得については、控用の裏面の「用語の説明」を参照してください。
- ※5 「ZEH水準省エネ住宅」又は「省エネ基準適合住宅」に該当し、(特例)特別特例取得に該当する場合は、番号「1」の「住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき」欄にて計算してください。
- ※6 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

○ 重複適用を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合（これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。）には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の㉑欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の㉑欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(㉑の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	㉑	円
			00

※ ㉑欄の金額を一面の㉑欄に転記します。

○ 不動産番号が一面に書ききれない場合

(1)	E01		(3)	E03	
(2)	E02		(4)	E04	

※ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。

(付表) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書



- この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。
○ 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が決められている場合には、税務署にお尋ねください。

(年分) 氏 名 _____

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名				①(あなた)	②(共有者)	③(共有者)	④ 合 計 等
取得した資産	家屋(増改築等)	家屋の取得対価の額 (増改築等の費用の額)	①				円
		各共有者の共有持分	②				
		各共有者の持分に係る 家屋の取得対価の額等 (① × ②)	③	円	円	円	
	土地等	土地等の取得対価の額	④				円
		各共有者の共有持分	⑤				
		各共有者の持分に係る 土地等の取得対価の額 (④ × ⑤)	⑥	円	円	円	
	各共有者の取得した資産 に係る取得対価の額等 (③ + ⑥)		⑦				
各 共 有 者 の 自 己 資 金 負 担 額		⑧				(A+B+C) 円	
借入金	各 共 有 者 の 単 独 債 務 に よ る 当 初 借 入 金 額	⑨				(A+B+C)	
		当 該 債 務 に 係 る 住 宅 借 入 金 等 に 係 る 年 末 残 高	⑩				
	連 帯 債 務 に よ る 当 初 借 入 金 額	⑪				円	
	当 該 債 務 に 係 る 住 宅 借 入 金 等 に 係 る 年 末 残 高	⑫					

- ※1 ①欄及び④欄には、住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)の2の⑦(増改築等の場合は3の②)及び2の⑧の金額をそれぞれ転記します。
- ※2 ⑩欄及び⑫欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)
- ※3 ①と④の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。)と、⑧及び⑨の⑩の金額と⑪の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。)とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
- 取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
 - 取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき 連帯債務による借入金の額 (⑦ - ⑧ - ⑨) ⑬	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	100.00
連帯債務による借入金に 係る各共有者の負担割合 (⑬ ÷ ⑪) ⑭ ※小数点以下第2位まで書きます。	%	%	%	
連帯債務による借入金に 係る各共有者の年末残高 (⑫ × ⑭) ⑮	円	円	円	
各共有者の 住宅借入金等の年末残高 (⑩ + ⑮) ⑯				

- ※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署にお尋ねください。
- ※2 ⑭の割合及び⑯の金額を各共有者の「計算明細書」の⑥欄及び⑦欄に転記します。